ACSES ニュースレター_２０６９号（2021 年 3 月 30 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・早稲田大の研究室でぼや　けが人なし〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口について／フィブリノゲン製剤等相談窓口〈厚生労働省〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（原子力規制委員会規則第 2 号）〈官報〉
[大災害対策]
・人とペットの災害対策ガイドライン「災害への備えチェックリスト」の作成・配布と公表について〈環境省〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 高圧ガス保安法、保安規則、施行令関係
◇一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令（経済産業省令第 20 号）〈官報〉
◇製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第 57 号）〈官報〉
◇令和三年度高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習及び技術検定等の実施関係〈官報〉
[4] 食品安全衛生関係
◇ドイツからの家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
◇米国カリフォルニア州からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
[5] 廃棄物関係
◇レアメタル再利用を促進、経産省　EV 普及念頭、国内に拠点整備〈Web 報道〉
[6] 環境安全関係
◇特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請（令和３年２月２日付）に係る環境大臣の許可について〈環境省〉
[7] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　２件　　[公募結果、意見募集結果]　３件
[8] その他省庁発表　３件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催記録、報告、資料等]　３件
[10] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：５件

紫華鬘（ムラサキケマン）

****

[1] *化学物質関係事故、事件関係*

◇*その他の事故、事件*

・早稲田大の研究室でぼや　けが人なし

＜共同通信　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.47news.jp/news/6037246.html

29 日午前 9 時半ごろ、東京都新宿区大久保の早稲田大西早稲田キャンパスにある建物から「煙が出ている」と目撃者の男性から 119 番があった。警視庁新宿署や東京消防庁によると、1 階の研究室の一部が焼け、約 1 時間後にほぼ消し止められた。けが人はいなかった。

新宿署や早稲田大によると、現在は春休み期間中で、研究室は施錠されていた。燃えかすのようなものが見つかっており、同署が出火原因を調べている。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口について

＜厚生労働省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4NWMdNU_2Ko92DpY

・フィブリノゲン製剤等相談窓口

＜厚生労働省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7tuCetsx1qQz1vRY

□*大災害、原発事故対策*

［原子力施設全般］

・原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（原子力規制委員会規則第 2 号）

［官報］　令和 3 年 3 月 30 日　本紙　第 462 号　2～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210330/20210330h00462/20210330h004620002f.html

---

［大災害対策］

・人とペットの災害対策ガイドライン「災害への備えチェックリスト」の作成・配布と公表について

＜環境省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109428.html

****

[2] *［特集］新型コロナウイルス感染症*

［状況］

◇省庁発表

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(3 月 29 日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17751.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yv-mXv8V8oAX9tBY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 3 月 25 日版）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wveuVvcd-ogf_phY

［対策・予防］

◇省庁発表

・「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を公表します

＜厚生労働省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=a5NGIcNE73K452X5Y

・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System on ＜厚生労働省　2021 年 3 月 29 日＞　COVID-19 https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=K9MGYYMErzL4py-5Y

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=gXmsyymuBZhSDYQTY
・「水際対策に係る新たな措置について」更新しました
＜厚生労働省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wvfWNDbjyoUFi9hY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6t4MKxOFFWz_RfBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・新型コロナワクチンの接種実績
＜厚生労働省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-wPQmATcvPObVb1pY
・新型コロナワクチンの有効性・安全性について
＜厚生労働省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6t_-HB7L4qOtpfBY

◇飲酒伴う懇親会・マスクなし会話…感染リスク高まる「五つの場面」、市民の８～９割は理解
＜読売新聞　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/medical/20210329-OYT1T50094/
新型コロナウイルスの感染リスクが高まる「五つの場面」を、市民の８～９割は理解していることが国際医療福祉大のチームの調査でわかった。感染再拡大抑止には、理解を行動につなげることが重要になる。
調査は今月上旬、首都圏１都３県に住む２０～６０歳代の３２３９人にインターネットで実施した。
五つの場面のうち「狭い空間での共同生活」を除く四つについて、感染リスクが高いと思うかを尋ねたところ「そう思う」と「ややそう思う」の合計が「飲酒を伴う懇親会など」（９０％）、「大人数や長時間におよぶ飲食」（９２％）、「マスクなしでの会話」（９３％）と高かった。休憩室や喫煙室などを指す「居場所の切り替わり」も８０％だった。
一方、症状があってＰＣＲ検査を受けたと答えたのは３・１％、連絡が取れる知り合いに感染者がいる人は８・９％にとどまった。
チームの和田耕治教授（公衆衛生学）は「理解は進んだが、自分のこととしてとらえるには、感染について身近な経験が少ない」と分析。「感染の第４波を抑えるため、理解を行動に結びつけるような行政の情報発信が必要だ」と話す。
****
[3] ***高圧ガス保安法、保安規則、施行令関係***
◇一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令（経済産業省令第 20 号）
［官報］　令和 3 年 3 月 29 日　号外　第 72 号　45～50 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210329/20210329g00072/20210329g000720045f.html
〇経済産業省令第 20 号
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
令和 3 年 3 月 29 日　　経済産業大臣　　梶山弘志
一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令
（一般高圧ガス保安規則の一部改正）
第一条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義	（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義

は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～七　［略］	一～七　［略］
八　低温貯槽　大気圧における沸点が零度以下のガスを温度零度以下又は当該ガスの気相部における常用の圧力（通常の使用状態において、当該設備等に作用する圧力（当該圧力が変動する場合にあつては、その変動範囲のうちの最高の圧力）であつて、ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が〇・一メガパスカル以下の液体の状態で貯蔵するための貯槽であつて、断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより貯槽内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあるもの	八　可燃性ガス低温貯槽　可燃性ガスであって大気圧における沸点が零度以下のものを温度零度以下又は当該ガスの気相部における常用の圧力（通常の使用状態において、当該設備等に作用する圧力（当該圧力が変動する場合にあつては、その変動範囲のうちの最高の圧力）であつて、ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が〇・一メガパスカル以下の液体の状態で貯蔵するための貯槽であつて、断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより貯槽内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあるもの
九～十七　［略］	九～十七　［略］
十八　処理能力処理設備又は減圧設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる処理設備又は減圧設備の区分に応じ、それぞれに掲げるところにより得られたもの	十八　処理能力処理設備又は減圧設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる処理設備又は減圧設備の区分に応じ、それぞれに掲げるところにより得られたもの
イ～へ　［略］	イ～へ　［略］
ト　その他処理設備	ト　その他処理設備
(ｲ)・(ﾛ)　［略］	(ｲ)・(ﾛ)　［略］
(削る)	(ﾊ)　コールド･エバポレータ（専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された蒸発器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備をいう。以下同じ。） ①　気化ガスを取り出す場合 (i)　送ガス蒸発器の常用の圧力が一メガパスカル以上のもの (ii)　送ガス蒸発器の常用の圧力が一メガパスカル未満のもの ②　液化ガスを取り出す場合
(ﾊ)　内部冷却器付貯槽	(ﾆ)　内部冷却器付貯槽
(ﾆ)　加圧蒸発器付貯槽	［新設］
(ﾎ)　加圧蒸発器付低温貯槽	(ﾎ)　加圧蒸発器付低温貯槽
①　［略］	①　［略］
②液化ガスを取り出す場合	②液化ガスを取り出す場合
(ﾍ)・(ﾄ)　［略］	(ﾍ)・(ﾄ)　［略］
チ・リ　［略］	チ・リ　［略］
備考　これらの式において、Q_1、W_1、ρ、M、Q_2、W_2、Q_3、W_3、Q_4、W_4、Q_5、q_5、Q_6、q_6、Q_7、q_7、Q_8、Q_9、V_9、P_9、Q_{10}、V_{10}、P_{10}、ｎ、Q11、V_{11}、P_{11}、Q_{12}、	備考　これらの式において、Q_1、W_1、ρ、M、Q_2、W_2、Q_3、W_3、Q_4、W_4、Q_5、q_5、Q_6、q_6、Q_7、q_7、Q_8、Q_9、V_9、P_9、Q_{10}、V_{10}、P_{10}、ｎ、Q11、W_{11}、P_{11}、p_{11}、

P_{12}、V_{12}、Q_{13}、W_{13}、P_{13}、V_{13}、Q_{14}、P_{14}、V_{14}、Q_{15}、Q_{16}、q_{16}、Q_{17}及びW_{17}は、それぞれ次の数値を表すものとする。	V_{11}、Q_{12}、V_{12} P_{12}、Q_{13}、W_{13}、P_{13}、q_{13}、Q_{14}、P_{14}、V_{14}、Q_{15}、Q_{16}、q_{16}、Q_{17}及びW_{17}は、それぞれ次の数値を表すものとする。
Q_1～n　［略］	Q_1～n　［略］
［削る］	Q^{11}　コールド・エバポレータの処理能力の数値(単位 立方メートル毎日)
［削る］	W^{11}　送ガス用蒸発器の公称能力の数値（単位 立方メートル毎時)
［削る］	P_{11}　送ガス用蒸発器の常用の圧力の数値（単位 メガパスカル)
［削る］	p_{11}　加圧蒸発器の常用の圧力の数値（単位 メガパスカル)
［削る］	V_{11}　貯槽の内容積の数値（単位 立方メートル)
Q_{11} ［略］	Q_{12}　［略］
V_{11} ［略］	V_{12}　［略］
P_{11}　内部冷却器付貯槽の常用の圧力の数値（単位 メガパスカル)	P_{12}　内部冷却器付貯槽の最高圧縮圧力の数値（単位 メガパスカル)
Q_{12}　加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日)	［新設］
P_{12}　加圧蒸発器付貯槽の常用の圧力の数値（単位 メガパスカル)	［新設］
V_{12}　加圧蒸発器付貯槽の内容積の数値（単位　立方メートル)	［新設］
Q_{13}　加圧蒸発器付低温貯槽の処理能力の数値（単位 立方メートル毎日)	Q_{13}　加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日)
W_{13}　［略］	W_{13}　［略］
P_{13}　加圧蒸発器付低温貯槽の常用の圧力の数値（単位　メガパスカル)	P_{13}　加圧蒸発器付貯槽の最高圧縮圧力の数値（単位 メガパスカル)
［削る］	q_{13}　高圧ガスの最大充填量の数値（単位　立方メートル毎時)
V_{13}　加圧蒸発器付低温貯槽の内容積の数値（単位 立方メートル)	［新設］
Q_{14}～W_{17}　［略］	Q_{14}～W_{17}　［略］
十九～二十二　［略］	十九～二十二　［略］
二十二の二　コールドーエバポレータ　液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の加圧蒸発器付低温貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）を有する定置式製造設備（加圧蒸発器付低温貯槽以外の処理設備（第十八号八の処理設備を除く。）を有するものを除く。）	［新設］
二十三～二十六　［略］	二十三～二十六　［略］
２　［略］	２　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（高圧ガス保安協会規則の一部改正）

第二条　高圧ガス保安協会規則（昭和四十一年通商産業省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（検査員の条件） **第二条**　法第五十九条の三十第二項の経済産業省令で定める条件は、次の各号に定めるところによる。 一～四　［略］ 五　製造設備が一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十二号の二又はコンビナート等保安規　則第二条第一項第十三号の二に規定するコールド・エバポレータに係る製造のための施設の完成検査及び特定施設の保安検査を実施する者に関する条件は、次のイ、ロ、ハ又はニに掲げるものとする。 イ～ニ　［略］ 六～十二　［略］	（検査員の条件） **第二条**　法第五十九条の三十第二項の経済産業省令で定める条件は、次の各号に定めるところによる。 一～四　［略］ 五　専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（以下「コールド・エバポレータ」という。）の完成検査及び保安検査を実施する者に関する条件は、次のイ、ロ、ハ又はニに掲げるものとする。 イ～ニ　［略］ 六～十二　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第三条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～八　［略］ 九　低温貯槽　大気圧における沸点が零度以下のガスを温度零度以下又は当該ガスの気相部における常用の圧力（通常の使用状態において、当該設備等に作用する圧力（当該圧力が変動する場合にあっては、その変動範囲のうちの最高の圧力）であって、ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が〇・一メガパスカル以下の液体の状態で貯蔵するための貯槽であって、断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより貯槽内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあるもの 九の二～十三　［略］ 十三の二　コールドーエバポレータ　液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の加圧蒸発器付低温貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）を有する定置式製造設備（加圧蒸発器付低温貯槽以外の処理設備（第十九号八の処理設備を除く。）を有するものを除く。） 十四～十八　［略］	（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～八　［略］ 九　低温貯槽　大気圧における沸点が零度以下のガスを温度零度以下又は当該ガスの気相部における常用の圧力（通常の使用状態において、当該設備等に作用する圧力（当該圧力が変動する場合にあっては、その変動範囲のうちの最高の圧力）であって、ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が〇・一メガパスカル以下の液体の状態で貯蔵するための貯槽であって、断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより貯槽内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあるもの 九の二～十三　［略］ ［新設］ 十四～十八　［略］

十九　処理能力　処理設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる処理設備の区分に応じ、それぞれに掲げるところにより得られたもの	十九　処理能力　処理設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる処理設備の区分に応じ、それぞれに掲げるところにより得られたもの
イ～ヘ　［略］	イ～ヘ　［略］
ト　その他処理設備	ト　その他処理設備
(ｲ)・(ﾛ)　［略］	(ｲ)・(ﾛ)　［略］
［削る］	(ﾊ)　コールドーエバポレータ（専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された蒸発器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備をいう。以下同じ。） ①　気化ガスを取り出す場合 (i)　送ガス蒸発器の常用の圧力が１メガパスカル以上のもの　―式：省略― (ii)　送ガス蒸発器の常用の圧力が１メガパスカル以上のもの　―式：省略― ②　液化ガスを取り出す場合　―式：省略―
(ﾊ)　内部冷却器付貯槽　―式：省略―	(ﾆ)　内部冷却器付貯槽　―式：省略―
(ﾆ)　加圧蒸発器付貯槽　―式：省略―	［新設］
(ﾎ)　加圧蒸発器付低温貯槽	(ﾎ)　加圧蒸発器付低温貯槽
①　［略］	①　［略］
②　液化ガスを取り出す場合　―式：省略―	②　液化ガスを取り出す場合　―式：省略―
(ﾍ)　［略］	(ﾍ)　［略］
チ　［略］	チ　［略］
備考　これらの式において、Q_1、W_1、ρ、M、Q_2、W_2、Q_3、W_3、Q_4、W_4、Q_5、q_5、Q_6、q_6、Q_7、q_7、Q_8、Q_9、V_9、P_9、Q_{10}、V_{10}、P_{10}、n、Q11、V_{11}、P_{11}、Q_{12}、P_{12}、V_{12}、Q_{13}、W_{13}、P_{13}、V_{13}、Q_{14}、P_{14}、V_{14}、Q_{15}、Q_{16}、q_{16}、Q_{17}及びW_{17}は、それぞれ次の数値を表すものとする。	備考　これらの式において、Q_1、W_1、ρ、M、Q_2、W_2、Q_3、W_3、Q_4、W_4、Q_5、q_5、Q_6、q_6、Q_7、q_7、Q_8、Q_9、V_9、P_9、Q_{10}、V_{10}、P_{10}、n、Q11、W_{11}、P_{11}、p_{11}、V_{11}、Q_{12}、V_{12} P_{12}、Q_{13}、W_{13}、P_{13}、q_{13}、Q_{14}、P_{14}、V_{14}、Q_{15}、Q_{16}、q_{16}、Q_{17}及びW_{17}は、それぞれ次の数値を表すものとする。
Q_1～n　［略］	Q_1～n　［略］
［削る］	Q_{11}　コールドーエバポレータの処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）
［削る］	W_{11}　送ガス用蒸発器の公称能力の数値（単位　立方メートル毎時）
［削る］	P_{11}　送ガス用蒸発器の常用の圧力の数値（単位　メガパスカル）
［削る］	p_{11}　加圧蒸発器の常用の圧力の数値（単位　メガパスカル）
［削る］	V_{11}　貯槽の内容積の数値（単位　立方メートル）
Q_{11}　［略］	Q_{12}　［略］
V_{11}　［略］	V_{12}　［略］

P_{11}　内部冷却器付貯槽の常用の圧力の数値（単位メガパスカル）	P_{12}　内部冷却器付貯槽の最高圧縮圧力の数値（単位メガパスカル）
Q_{12}　加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）	［新設］
V_{12}　加圧蒸発器付貯槽の常用の圧力の数値（単位メガパスカル）	［新設］
P_{12}　加圧蒸発器付貯槽の内容積の数値（単位　立方メートル）	［新設］
Q_{13}　加圧蒸発器付低温貯槽の処理能力の数値（単位立方メートル毎日）	Q_{13}　加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）
W_{13}　［略］	W_{13}　［略］
P_{13}　加圧蒸発器付低温貯槽の常用の圧力の数値（単位　メガパスカル）	P_{13}　加圧蒸発器付貯槽の最高圧縮圧力の数値（単位メガパスカル）
［削る］	q_{13}　高圧ガスの最大充填量の数値（単位　立方メートル毎時）
V_{13}　加圧蒸発器付低温貯槽の内容積の数値（単位立方メートル）	［新設］
Q_{14}～W_{15}　［略］	Q_{14}～W_{15}　［略］
二十～二十六　［略］	二十～二十六　［略］
２　［略］	２　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正）

第四条　高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（指定完成検査機関に係る指定の区分）	（指定完成検査機関に係る指定の区分）
第十三条　法第五十八条の十八の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。	**第十三条**　法第五十八条の十八の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。
一～四　［略］	一～四　［略］
五　前二号に掲げる完成検査のうち、製造設備が一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十二号の二又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十三号の二に規定するコールド・エバポレータである製造施設（当該製造施設のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る完成検査を行う者としての指定	五　専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（当該高圧ガス設備のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る特定施設の保安検査を行う者としての指定
２　［略］	２　［略］
（指定保安検査機関に係る指定の区分）	（指定保安検査機関に係る指定の区分）
第二十四条　法第五十八条の三十の三第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。	**第二十四条**　法第五十八条の三十の三第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。
五　前二号に掲げる保安検査のうち、製造設備が一般	五　専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は

高圧ガス保安規則第二条第一項第二十二号の二又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十三号の二に規定するコールド・エバポレータである特定施設（当該特定施設のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る保安検査を行う者としての指定 ２　［略］	液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（当該高圧ガス設備のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る特定施設の保安検査行う者としての指定 ２　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に高圧ガス保安法（以下「法」という。）第五条第一項若しくは第十四条第一項の許可を受け、若しくはその許可の申請をしている者又は法第五条第二項若しくは第十四条第四項の届出をしている者に係る製造施設については、この省令による改正後の一般高圧ガス保安規則第二条第一項第十八号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

２　この省令の施行の際現に法第五条第一項若しくは第十四条第一項の許可を受け、若しくはその許可の申請をしている者又は法第五条第二項若しくは第十四条第四項の届出をしている者に係る製造施設の法第八条又は第十二条第一項及び第二項の技術上の基準については、なお従前の例によることができる。

３　この省令の施行の際現に法第十六条第一項若しくは第十九条第一項の許可を受け、若しくはその許可の申請をしている貯蔵所又は法第十七条の二第一項若しくは第十九条第四項の届出をしている貯蔵所の法第十六条第二項又は第十八条第二項の技術上の基準については、なお従前の例によることができる。

４　この省令の施行の際現に法第五条第一項若しくは第十四条第一項の許可を受け、又はその許可の申請をしている者に係る製造施設については、この省令による改正後のコンビナート等保安規則第二条第一項第十九号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

５　この省令の施行の際現に法第五条第一項若しくは第十四条第一項の許可を受け、又はその許可の申請をしている者に係る製造施設の法第八条の技術上の基準については、なお従前の例によることができる。

６　この省令の施行の際現に法第二十条第一項ただし書に規定する指定完成検査機関の指定を受けている者又は法第三十五条第一項第一号に規定する指定保安検査機関の指定を受けている者に係る指定の区分については、当該指定の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。

◇製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第 57 号）

［官報］　令和３年３月 29 日　号外　第 72 号　85～89 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210329/20210329g00072/20210329g000720085f.html

○経済産業省告示第 57 号

高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二条第三項第八号、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項第十一号及び第十二号並びに第七十九条第二項並びにコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第五条第一項第十七号及び第十八号並びに第三十四条第二項の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和３年３月 29 日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示

（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>変　更　前</th><th>変　更　後</th></tr>
<tr><td>（耐圧試験等を受ける必要のない高圧ガス設備）
第四条　液化石油ガス保安規則第六条第一項第十七号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十一号及びコンビナート等保安規則第五条第一項第十七号の経済産業大臣が定める高圧ガス設備は、<u>二重殻構造の貯槽、非自己支持型の平底円筒形貯槽</u>（以下「メンブレン式貯槽」という。）、<u>及び液化石油ガス岩盤貯槽</u>とする。
（気密試験等を受ける必要のない高圧ガス設備）
第五条　液化石油ガス保安規則第六条第一項第十八号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十二号及びコンビナート等保安規則第五条第一項第十八号の経済産業大臣が定める高圧ガス設備は、二重殻構造の貯槽<u>及びメンブレン式貯槽</u>とする。
（保安検査の期間）
第十四条　液化石油ガス保安規則第七十七条第二項、一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項及びコンビナート等保安規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める施設は、次の表の上欄に掲げる製造施設（前条各号に掲げるものを除く。）とし、同項の経済産業大臣が定める期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</td>
<td>（耐圧試験等を受ける必要のない高圧ガス設備）
第四条　液化石油ガス保安規則第六条第一項第十七号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十一号及びコンビナート等保安規則第五条第一項第十七号の経済産業大臣が定める高圧ガス設備は、二重殻構造の貯槽、非自己支持型の平底円筒形貯槽（以下「メンブレン式貯槽」という。）、<u>コールドーエバポレータ及び液化石油ガス岩盤貯槽</u>とする。
（気密試験等を受ける必要のない高圧ガス設備）
第五条　液化石油ガス保安規則第六条第一項第十八号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十二号及びコンビナート等保安規則第五条第一項第十八号の経済産業大臣が定める高圧ガス設備は、二重殻構造の貯槽、<u>メンブレン式貯槽及びコールドーエバポレータ</u>とする。
（保安検査の期間）
第十四条　液化石油ガス保安規則第七十七条第二項、一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項及びコンビナート等保安規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める施設は、次の表の上欄に掲げる製造施設（前条各号に掲げるものを除く。）とし、同項の経済産業大臣が定める期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</td></tr>
<tr><td><table>
<tr><th>製造施設</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td>第一種製造者に係る事業所の製造施設のうち、次に掲げるもの</td><td></td></tr>
<tr><td>イ・ロ　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>ハ　<u>液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の低温貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）を有する定置式製造設備（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第十八号八若しくはト圏又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十九号八若しくはト(ホ)に規定する処理設備以外の処理設備を有するものにあっては、当該低温貯槽から当該処理設備の手前までの範囲に限る。）</u></td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>ニ～ル　［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table></td>
<td><table>
<tr><th>製造施設</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td>第一種製造者に係る事業所の製造施設のうち、次に掲げるもの</td><td></td></tr>
<tr><td>イ・ロ　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>ハ　<u>専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素及び液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（ポンプ又は圧縮機が接続されたものを除く。）</u></td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>ニ～ル　［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表中の［ ］の記載は注記である。</td></tr>
</table>

（高圧ガス保安法施行令関係告示の一部改正）

第二条　高圧ガス保安法施行令関係告示（平成九年通商産業省告示第百三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
第二条　令第二条第三項第七号の経済産業大臣が定めるものは、冷凍設備からフルオロカーボンを回収するフルオロカーボン回収装置（当該回収装置に接合された容器（以下「接合容器」という。）又は取り付けられた着脱可能な容器（以下「着脱容器」という。）であって、次の各号に掲げる要件を満たす回収装置内のフルオロカーボン（不活性ガス（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第四号に規定する不活性ガスをいう。以下同じ。）に限る。）とする。 一　［略］ 二　回収装置（着脱容器及びその附属品を除く。以下この号及び次号において同じ。）の内面又は外面に圧力を受ける部分（以下「耐圧部分」という。）の材質が、次に掲げるものであること。 イ　［略］ ロ　液面計、水分計、流量計又はのぞき窓に用いるガラスにあっては、充分な耐衝撃性を有するサファイアガラス、硼珪酸ガラス若しくは石英ガラスであって日本工業規格Ｂ８２１１(1994)とに適合するもの又はこれらと同等のガラスを使用したものであること。 三～九　［略］	**第二条**　令第二条第三項第七号の経済産業大臣が定めるものは、冷凍設備からフルオロカーボンを回収するフルオロカーボン回収装置（当該回収装置に接合された容器（以下「接合容器」という。）又は取り付けられた着脱可能な容器（以下「着脱容器」という。）であって、次の各号に掲げる要件を満たす回収装置内のフルオロカーボン（不活性ガス（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第四号に規定する不活性ガスをいう。以下同じ。）に限る。）とする。 一　［略］ 二　回収装置（着脱容器及びその附属品を除く。以下この号及び次号において同じ。）の内面又は外面に圧力を受ける部分（以下「耐圧部分」という。）の材質が、次に掲げるものであること。 イ　［略］ ロ　液面計、水分計、流量計又はのぞき窓に用いるガラスにあっては、充分な耐衝撃性を有するサファイアガラス、硼珪酸ガラス若しくは石英ガラスであって日本工業規格Ｂ８２１１(1994)とに適合するもの又はこれらと同等のガラスを使用したものであること。 三～九　［略］
第四条　令第二条第三項第八号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一　　［略］ 二　次に掲げる基準に適合する容器に充填された液化フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボンニ十二、液化フルオロカーボン百三十四ａ、液化フルオロカーボン四百四Ａ、液化フルオロカーボン四百七Ｃ又は液化フルオロカーボン五百七Ａ（前号に掲げるものを除く。） イ～ヌ　［略］ ル　次に掲げる事項を、日本工業規格 Z8305 に規定するハポイント以上の大きさの文字で、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示した容器であること。ただし、輸入品であって通関前のものについては、この限りでない。 ［略］ 三　温度三十五度においてゲージ圧力〇・ハメガパスカル以下のもののうち、毒性ガスを含まない液化ガ	**第四条**　令第二条第三項第八号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一　　［略］ 二　次に掲げる基準に適合する容器に充填された液化フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボンニ十二、液化フルオロカーボン百三十四ａ、液化フルオロカーボン四百四Ａ、液化フルオロカーボン四百七Ｃ又は液化フルオロカーボン五百七Ａ（前号に掲げるものを除く。） イ～ヌ　［略］ ル　次に掲げる事項を、日本工業規格 Z8305 に規定するハポイント以上の大きさの文字で、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示した容器であること。ただし、輸入品であって通関前のものについては、この限りでない。 ［略］ 三　温度三十五度においてゲージ圧力〇・ハメガパスカル以下のもののうち、毒性ガスを含まない液化ガ

ススは殺虫剤に用いる質量二百五十グラム以下の液化ガス（クロルメチルの質量が全質量の五十六パーセント以下で他の毒性ガスを含まないものに限る。）であって、次に掲げる基準に適合する状態にあるもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ～ト　［略］

チ　エアゾール以外の液化ガスにあっては、次の表の上欄の容器の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあっては容器の内容積が二言立方センチメートル（当該容器が円筒形であって、底面の直径がハセンチメートル以上、かつ、高さが七センチメートル以下である場合にあっては、二百五十立方センチメートル以下同じ。）以上のものは日本産業規格 Z8305 に規定する十六ポイント以上（平仮名部分にあっては八ポイント以上）、二百立方センチメートル未満のものは日本産業規格 18305 に規定する十ニポイント以上（平仮名の部分にあっては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあっては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本産業規格 Z8305 に規定するハポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本産業規格 Z8305 に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあっては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあっては、赤色の文字で表示すること。ただし、輸入された液化ガスであって通関前のものについては、この限りでない。

容器の種類	表示すべき事項	
	甲	乙
［略］	［略］	［略］

備考

一　［略］

［削る］

二　「使用するガスの種類」の部分は、使用するガスの名称、略称又は分子式を表示することとする。

三　［略］

リ　エアゾールにあっては、次の表の上欄に掲げるエアゾールの容器の構造及び中欄に掲げるエアゾ

ススは殺虫剤に用いる質量二百五十グラム以下の液化ガス（クロルメチルの質量が全質量の五十六パーセント以下で他の毒性ガスを含まないものに限る。）であって、次に掲げる基準に適合する状態にあるもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ～ト　［略］

チ　エアゾール以外の液化ガスにあっては、次の表の上欄の容器の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあっては容器の内容積が二言立方センチメートル（当該容器が円筒形であって、底面の直径がハセンチメートル以上、かつ、高さが七センチメートル以下である場合にあっては、二百五十立方センチメートル以下同じ。）以上のものは日本工業規格 Z8305 に規定する十六ポイント以上（平仮名部分にあっては八ポイント以上）、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格 18305 に規定する十ニポイント以上（平仮名の部分にあっては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあっては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格 Z8305 に規定するハポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格 Z8305 に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあっては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあっては、赤色の文字で表示すること。ただし、輸入された液化ガスであって通関前のものについては、この限りでない。

容器の種類	表示すべき事項	
	甲	乙
［略］	［略］	［略］

備考

一　［略］

二　「度」の部分は、「℃」と表示することができる。

三　「使用するガスの種類」の部分は、液化石油ガス、ジメチルエ上アル等使用するガスの具体的名称を表示することとする。なお、名称は略称で表示することができる

四　［略］

リ　エアゾールにあっては、次の表の上欄に掲げるエアゾールの容器の構造及び中欄に掲げるエアゾー

ールの種類に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあっては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本産業規格 Z8305 に規定する十六ポイント以上（平仮名の部分にあってはハポイント以上)、二百立方センチメートル未満のものは日本産業規格 Z8305 に規定する十ニポイント以上（平仮名の部分にあっては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあっては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本産業規格 Z8305 に規定するハポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本産業規格 Z8305 に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあっては、当該枠内に赤地を　設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあっては、赤色の文　字で表示すること。また、使用中噴射剤が噴出しない構造のものにあっては、乙欄に掲げる事項中＜二重構造容器につき捨て方注意＞について赤色の文字を用いるとともに、末尾の事項に下線を付して表示すること。ただし、輸入されたエアゾールであって通関前のものについては、この限りでない。

エアゾールの容器の構造	エアゾールの種類	表示すべき事項	
		甲	乙
使用中噴射剤が噴出する構造のもの	火炎発生状態試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しないもの(特定不活性ガスを使用しているものを除く。)	［略］	［略］
	火炎発生状態試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として特定不活性ガスを使用しているもの	［略］	［略］
	火炎発生状態試験による火炎が認められ	［略］	［略］

ルの種類に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあっては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格 Z8305 に規定する十六ポイント以上（平仮名の部分にあってはハポイント以上)、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格 Z8305 に規定する十ニポイント以上（平仮名の部分にあっては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあっては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格 Z8305 に規定するハポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格 Z8305 に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあっては、当該枠内に赤地を　設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあっては、赤色の文　字で表示すること。また、使用中噴射剤が噴出しない構造のものにあっては、乙欄に掲げる事項中＜二重構造容器につき捨て方注意＞について赤色の文字を用いるとともに、末尾の事項に下線を付して表示すること。ただし、輸入されたエアゾールであって通関前のものについては、この限りでない。

エアゾールの容器の構造	エアゾールの種類	表示すべき事項	
		甲	乙
使用中噴射剤が噴出する構造のもの	火炎長試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しないもの（特定不活性ガスを使用しているものを除く。)	［略］	［略］
	火炎長試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として特定不活性ガスを使用しているもの	［略］	［略］
	火炎長試験による火炎が認められるもの	［略］	［略］

	るもの又は噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの		
使用中噴射剤が噴出しない構造のもの	火炎発生状態試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しないもの	［略］	［略］
	火炎発生状態試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの	［略］	［略］
	火炎発生状態試験による火炎が認められるものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用していないもの	［略］	［略］
	火炎発生状態試験による火炎が認められるものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの	［略］	［略］

備考

一　火炎発生状態試験は、日本産業規格 S3301 エアゾール等製品の試験方法によるととする。

［削る］

	又は噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの		
使用中噴射剤が噴出しない構造のもの	火炎長試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しないもの	［略］	［略］
	火炎長試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの	［略］	［略］
	火炎長試験による火炎が認められるものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用していないもの	［略］	［略］
	火炎長試験による火炎が認められるものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの	［略］	［略］

備考

一　火炎長試験は、エアゾール（以下（試料）という。）の温度を二十四度以上二十六度以下にし、次に規定する試験装置及び試験方法により行うこととする。

火炎長試験

イ　試験装置

食塩による火炎着色装置を付けたバーナー（都市ガス又は液化石油ガスを燃料とするものに限る。）及び試料（容器の噴射口の高さはバーナーの高さと同じにする。）を十五センチメートルの間隔に配置する。

ロ　試験方法

バーナーの火炎の長さが四・五センチメートル以上五・五センチメートル以下に調節し、噴射された試料の下部がバーナーの火炎の上部三分の一を通過するように行い、火炎が認められるか否かを確認する。

二　［略］ ［削る］ 三　「使用するガスの種類」　の部分は、使用するガスの名称、略称又は分子式を表示することとする。 四　　［略］ ヌ・ル　［略］	二　［略］ 三　「度」の部分は、「で」と表示することができる。 四　「使用するガスの種類」の部分は、液化石油ガス、ジメチルエ上アル等使用するガスの具体的名称を表示することとする。 なお、名称は略称で表示することができる。 五　［略］ ヌ・ル　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に高圧ガス保安法（以下「法」という。）第五条第一項若しくは第十四条第一項の許可を受け、若しくはその許可の申請をしている者又は法第五条第二項若しくは第十四条第四項の届出をしている者に係る製造施設については、この告示による改正後の製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第四条又は第五条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

２　この省令の施行の際現に法第十六条第一項若しくは第十九条第一項の許可を受け、若しくはその許可の申請をしている貯蔵所又は法第十七条の二第一項若しくは第十九条第四項の届出をしている貯蔵所については、この告示による改正後の製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第四条又は第五条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

◇令和三年度高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習及び技術検定等の実施関係

［官報］　令和３年３月 30 日　号外　第 73 号　66～67 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210330/20210330g00073/20210330g000730066f.html

令和３年度　高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習及び技術検定等の実施について

令和３年３月 30 日　　高圧ガス保安協会

Ⅰ．講習の種類・講習期間・検定日等＊１

問い合わせ先	講習の種類 受講料	講習期間	講習日数	検定日（試験日）
一般高圧ガス関係団体等	甲種化学，甲種機械講習 23,600 円＊２	3.4.12-5.21	3	3.5.30
	乙種化学，乙種機械講習 20,600 円＊3	3.5.6-6.4	3	3.6.13
		4.1.18-2.10	3	4.2.20
	丙種化学特別講習 20,600 円＊3	3.6.7-6.25	3	3.7.4
		4.1.18-2.18	3	4.2.27
	第一種販売講習 14,200 円＊3	3.6.7-6.18	3	3.6.25
	高圧ガス製造保安企画推進員講習 13,400 円＊３	3.6.28-7.16 4.1.5-２．４	2 2	講習修了調査 講習修了調査

	高圧ガス製造保安主任者講習 13,400 円＊3	3.6.28-8.27 4.1.5-3.11	2 2	講習修了調査 講習修了調査
	高圧ガス製造保安係員講習 10,800 円＊3	3.6.21-8.27 4.1.5-3.11	2 2	講習修了調査 講習修了調査
ＬＰガス関係事務所等	丙種化学液石講習 20,600 円＊3	3.6.7-6.25 4.1.18-2.18	3 3	3.7.2 4.2.25
	第二種販売講習 14,200 円＊3	3.6.7-7.2 4.1.1-2.25	3 3	3.7.9 4.3.4
	業務主任者の代理者講習 14,200 円	3.6.7-7.2 4.1.1-2.25	3 3	3.7.9 4.3.4
	液化石油ガス設備士 第２・３講習 (筆記)3,400 円 (技能)6,200 円	3.4.19-5.20 3.6.2-7.29 3.9.13-10.14 4.1.5-1.27	3 3 3 3	3.5.21 3.5.30 3.10.15 4.1.28
	保安業務員講習 13,200 円	3.6.3-6.4 3.9.14-9.15 3.12.9-12.10	2 2 2	3.6.4 3.9.15 3.12.10
	調査員講習 7,140 円	3.5.14	1	3.5.14
	高圧ガス製造保安係員講習 10,800 円＊3	3.6.21-8.27 4.1.5-3.11 3.10.4-11.26 4.1.18-2.18	2 2 1 1	講習修了調査 講習修了調査 講習修了調査 講習修了調査
	液化石油ガス設備士再講習 4,800 円	3.5.17-6.25 3.8.2-９．３ 3.9.6-10.1 3.11.22-12.17 4.1.5-３．４	1 1 1 1 1	講習修了調査 講習修了調査 講習修了調査 講習修了調査 講習修了調査
	充てん作業者再講習 7,700 円	3.9.27-10.22 4.1.18-2.18	1 1	講習修了調査 講習修了調査
	充てん作業者講習（座学)15,400 円 （座学）（科目一部免除者)11,600 円 （実習)27,400 円	適宜 適宜	2 1	講習第２日目
冷凍関係事務所等	第一種冷凍機械講習 23,600 円＊2	3.4.12-5.21	3	3.5.30
	第二種冷凍機械講習 20,600 円＊3	3.6.7-6.25 4.1.18-2.18	3 3	3.7.4 4.2.27
	第三種冷凍機械講習 20,600 円＊3	3.6.7-6.25 4.1.18-2.18	3 3	3.7.4 4.2.27

＊１　講習期間・検定日等は、やむを得ない事情等により変更する場合があります。

＊２　インターネット申込の場合はこの受講料から 600 円引き。

＊３　インターネット申込の場合はこの受講料から 500 円引き。

Ⅱ．申込み・問い合わせ先、電話番号

【一般高圧ガス関係団体等】

高圧ガス保安協会

北海道支部	011-272-5220
東北支部（宮城）	022-268-7501
本部（東京）	03-3436-6102
中部支部（愛知）	052―221―8730
近畿支部（大阪）	06-6312-4051
中国支部（広島）	082―243―8016
四国支部（香川）	087-851-7161
九州支部（福岡）	092―411―8308

エルピーガス協会、ＬＰガス関係事業所等、冷凍関係事業所等：省略

****

[4] ***食品安全衛生関係***

◇ドイツからの家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210329_4.html

ドイツのザクセン・アンハルト州の裏庭家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）の発生が確認された旨、ドイツ家畜衛生当局から情報提供がありました。

ドイツ家畜衛生当局からの情報提供を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和 3 年 3 月 19 日（金曜日）、ザクセン・アンハルト州からの家きん肉等、家きん卵等の輸入を一時停止しました。

◇米国カリフォルニア州からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210329_5.html

米国カリフォルニア州の生鳥市場において、低病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）の発生が確認された旨、米国家畜衛生当局から情報提供がありました。

米国家畜衛生当局の通報を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和 3 年 3 月 26 日（金曜日）、米国カリフォルニア州からの家きんの初生ひな及び種卵、家きん肉等、家きん卵等の輸入を以下のように一時停止しました。

****

[5] ***廃棄物関係***

◇レアメタル再利用を促進、経産省　EV 普及念頭、国内に拠点整備

＜共同通信　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.47news.jp/6037307.html

経済産業省が、電気自動車（EV）普及を念頭に、部品に使われるレアメタル（希少金属）を国内外から回収し再利用する拠点を、国内に整備する方針を固めたことが、29 日分かった。再利用の技術は多くが実証実験の段階にあるが、研究資金の助成など支援を通じて実用化を促進する。

各国が社会の脱炭素化を目指す中で、再生可能エネルギーの発電設備や蓄電池などで使われる鉱物資源の獲得競争が一層激化する恐れがある。日本は多くを輸入に頼っており、調達方法の多様化とともに、再利用したレアメタルの輸出も目指す。

脱炭素化で進む社会の電化を見据え、電線など用途が幅広い銅の再利用も強化する。

****

[6] ***環境安全関係***

◇特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請（令和３年２月２日付）に係る環境大臣の許可について

＜環境省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109403.html

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和２年度第３次補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）の公募について

＜環境省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109441.html

---

◇令和３年度「国際原子力人材育成イニシアティブ事業」の公募について

＜文部科学省　2021 年 3 月 29 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af11acwTsQwFvkbI

[公募結果、意見募集結果]

◇食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部改正案等に関する意見募集の結果の公示につい...

＜消費者庁　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023662/

◇基礎研究医養成活性化プログラム（令和３年度選定）

＜文部科学省　2021 年 3 月 29 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af11acwTsQwFvkbJ

◇令和２年度科学技術イノベーションによる地域社会課題解決（DESIGN-i）評価結果について

＜文部科学省　2021 年 3 月 29 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af11acwTsQwFvkbK

****

[8] ***その他省庁発表***

◇医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 63 号）

［官報］　令和３年３月 29 日　号外　第 72 号　40～44 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210329/20210329g00072/20210329g000720040f.html

---

◇医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣が定める事項を定めるものの一部を改正する件（厚生労働省告示第 112 号）

［官報］　令和３年３月 29 日　号外　第 72 号　72～73 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210329/20210329g00072/20210329g000720072f.html

---

◇種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産省告示第 444 号）

［官報］　令和３年３月 30 日　本紙　第 462 号　4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210330/20210330h00462/20210330h004620004f.html

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催記録、報告、資料等]

・第１３回アレルギー疾患対策推進協議会　議事録　　３月１０日

＜厚生労働省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yv_ePD7rwo0NhhBY

（1）アレルギー疾患対策の取組状況について

（2）アレルギー疾患対策都道府県拠点病院モデル事業について

（3）「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」の進捗状況について

（4）新型コロナウイルス感染症とアレルギー疾患対策について

（5）その他

・医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議（第５回）資料　　3 月 26 日

＜厚生労働省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=d49aPd9Y826k-231Y

・健診等情報利活用ワーキンググループ　民間利活用作業班（第７回）　　3 月 25 日

＜厚生労働省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4te0dtc92qg_3LhY

・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 53 回総会 bis の結果について　　3 月 22～27 日

＜環境省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109411.html

****

[10] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 51 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について

＜環境省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109454.html

・福岡県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陰性について

＜環境省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109453.html

・富山県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 55、57 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について

＜環境省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109451.html

・富山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 38 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について

＜環境省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109450.html

・栃木県芳賀町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 52 例目）に係る搬出制限の解除について

＜農林水産省　2021 年 3 月 29 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210329.html

********** 以上 **********